志學館大学事務組織及び事務分掌規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、学校法人志學館学園が定める管理及び運営に関する規則に基づき、志學館大学の事務組織及び事務分掌について定める。

（事務組織）

第２条　事務組織を次のとおり定める。

事務局	総務課
	学務課
	進路支援課
	入試広報課

（職　制）

第３条　事務組織に従った職制を次のとおり定め､それぞれの課に調査役及び係を置くことができる。

事務局長	総務課長
	学務課長
	進路支援課長
	入試広報課長

（総務課）

第４条　総務課においては、次の事務を分掌する。

(1)　本学の事務に関する総括及び連絡調整に関すること。

(2)　学則その他諸規程の制定・改廃に関すること。

(3)　大学運営会議、教授会及び研究科委員会等主管する委員会に関すること。

(4)　公印の管理に関すること。

(5)　公文書の接受、発送及び整理保存に関すること。

(6)　教職員の人事に関すること

(7)　教職員の服務、福利厚生に関すること。

(8)　儀式その他諸行事及び渉外に関すること。

(9)　学生便覧の編集発行に関すること。

(10)　大学の中・長期計画に関すること。

(11)　学部学科等の設置・改廃に関すること。

(12)　点検・評価に関すること。

(13)　ＩＲに関すること。

(14)　社会連携センター、心理相談センター及び発達支援センターに関すること。

(15)　予算・決算に関すること。
(16)　諸経費の支払いに関すること。
(17)　物品の購入、契約、管理及び寄付採納に関すること。
(18)　施設設備の整備・保全及び営繕に関すること。
(19)　構内の環境整備に関すること。
(20)　防火設備の維持管理及び防火・防災訓練の計画・実施に関すること。
(21)　私学共済事務に関すること。
(22)　科学研究費補助金等公的研究費に関すること。
(23)　車両に関すること。
(24)　図書等の受入・保管に関すること。
(25)　図書等の分類、装備、目録の作成・保管に関すること。
(26)　図書等の閲覧・貸出・参考業務・利用指導に関すること。
(27)　図書等の相互利用等に関すること。
(28)　大学地域コンソーシアム鹿児島の事務に関すること。
(29)　所掌事務に関する調査、統計、分析その他諸報告に関すること。
(30)　大学院に関すること。
(31)　その他、他の課の所掌に属しない事項

（学務課）

第５条　学務課においては、次の事務を分掌する。
(1)　学生の修学及び生活指導に関すること。
(2)　教育課程の編成及び授業に関すること。
(3)　休学、退学及び卒業等の学籍に関すること。
(4)　障がい学生等支援に関すること。
(5)　学生の賞罰に関すること。
(6)　試験及び成績に関すること。
(7)　教員免許及び資格等に関すること。
(8)　教員免許状更新講習に関すること。
(9)　学外実習等に関すること。
(10)　課外活動全般及び学友会の指導に関すること。
(11)　学生の安全に関すること。
(12)　特待生、奨学金、アルバイト等に関すること。
(13)　学生の健康に関すること。
(14)　学納金等に関すること。
(15)　学生の諸証明書に関すること。
(16)　学生の通学及び修学環境の整備に関すること。
(17)　女子学生寮に関すること。
(18)　国際交流（学術交流及び学生交流）に関すること。
(19)　科目等履修生、研究生及び聴講生に関すること。

(20)　情報基盤センター、学生支援センター、高大接続教育センター、教職センター及び保健センターに関すること。
(21)　大学院に係る所掌事務に関すること。
(22)　所掌事務に関する調査、統計、分析その他諸報告に関すること。
（進路支援課）
第６条　進路支援課においては、次の事務を分掌する。
(1)　学生の進路相談・指導に関すること。
(2)　職場開拓に関すること。
(3)　進路に係る情報収集及び広報に関すること。
(4)　就職斡旋に関すること。
(5)　進路支援プログラムに関すること。
(6)　キャリア形成科目に関すること。
(7)　インターンシップに関すること。
(8)　進路支援センター及び資格センターに関すること。
(9)　大学院に係る所掌事務に関すること。
(10)　所掌事務に関する調査、統計、分析その他諸報告に関すること。
（入試広報課）
第７条　入試広報課においては、次の事務を分掌する。
(1)　入学者選抜試験の企画立案に関すること。
(2)　入学者選抜試験区分制度の調査評価に関すること。
(3)　学生募集の方針・計画及び企画立案に関すること。
(4)　入学者・編入学者・転入学者の選抜の実施に関すること。
(5)　特待生の選考に関すること。
(6)　学生募集要項の作成に関すること。
(7)　大学入学共通テストに関すること。
(8)　大学説明会、高等学校訪問等に関すること。
(9)　学生募集のほか、広報全般に関すること。
(10)　高等学校への模擬授業に関すること。
(11)　大学院に係る所掌事務に関すること。
(12)　所掌事務に関する調査、統計、分析その他諸報告に関すること。
（大学院に関する事務）
第８条　総務課に大学院事務室を置く。
２　大学院事務室は、第４条から第７条までに定める各課の大学院に関する事務を統括する。

附　則
１　この規程は、平成１１年９月３日から施行し、平成１１年４月１日適用する。
２　鹿児島女子大学事務組織規程（昭和５４年４月１日制定）は、廃止する。
附　則

この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年１１月２８日から施行し、平成１９年１０月３１日から適用する。

附　則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年１１月１１日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成２９年８月２３日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和２年７月２９日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。